

認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会

役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会の役員の報酬について定める。

(役員の変義)

第2条 本規程において役員とは、総会で選任された理事および監事をいう。

(報酬額の決定)

第3条 報酬を得る役員、およびその報酬額は、定款第21条に則り、総会の議決を得た金額の範囲内で、働き方改革推進担当理事の意見を加味して、代表理事が別に定める。

(報酬体系)

第4条 報酬の体系は、常勤役員・非常勤役員を問わず、「役員報酬」の単一項目とする。
2 職員兼務役員の報酬は、従業員分給与と役員手当とに分けて表示する。

(支払日)

第5条 報酬の支払日は、職員の給与支給日と同じとする。

(その他)

第6条 常務理事が事務局長を兼務する場合の勤務形態は就業規則を準用するものとする。
2 本規程に定めのない事項は、その都度、代表理事が理事会に諮って決定する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、代表理事が理事会に諮って行うものとする。

別表 役員月額報酬表

(付則)

1. 本規程は、2013年2月1日から施行する。
2. 本規定は、2018年5月17日に改正施行する。
3. 本規程は、2021年11月24日に改正施行する。
4. 本規程は、2022年5月27日に改正施行する。

別表
役員月額俸給表

1号俸	50,000 円
2号俸	100,000 円
3号俸	150,000 円
4号俸	200,000 円
5号俸	250,000 円
6号俸	300,000 円
7号俸	350,000 円
8号俸	400,000 円
9号俸	450,000 円
10号俸	500,000 円
11号俸	550,000 円
12号俸	600,000 円
13号俸	650,000 円
14号俸	700,000 円
15号俸	750,000 円

16号俸	800,000 円
17号俸	850,000 円
18号俸	900,000 円
19号俸	950,000 円
20号俸	1,000,000 円
21号俸	1,050,000 円
22号俸	1,100,000 円
23号俸	1,150,000 円
24号俸	1,200,000 円
25号俸	1,250,000 円
26号俸	1,300,000 円
27号俸	1,350,000 円
28号俸	1,400,000 円
29号俸	1,450,000 円
30号俸	1,500,000 円

給 与 規 程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会就業規則(以下「就業規則」という)第29条に規定する職員に支給する給与の決定、計算および支払の方法、支払の時期ならびに昇給に関する事項などを定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条に定める職員について適用する。

- 2 短時間雇用職員は、その契約時間と週40時間との割合によって、比例的にこの規則に定める給与等を取得することが出来る。
- 3 有期雇用の契約職員、パートタイム職員、アルバイト職員については個別労働契約により定めるものとする。

(給与の構成)

第3条 給与の構成は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) 時間外手当
- (4) 休日手当 (法定休日である日曜日に出勤した場合の手当)
- (5) 深夜手当 (午後10時から午前5時までの間に勤務した場合の手当)
- (6) 在宅勤務を選択している場合は別途在宅勤務規約で定める在宅勤務手当
- (7) 役職手当
- (8) 賞与

(基本給の額)

第4条 基本給は月給制とし、職務内容、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

- 2 雇入時の基本給は、書面で明示する。

(給料表)

第5条 職員の基本給は、「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)(以下「給与法」という。)の別表第一「行政職俸給表(一)」を準用し、認定特定非営利活動法人日本ファンレイジング協会給料表とする。(別表1)

- 2 給料表は社会情勢により変動がある。

(前歴加算)

第6条 入職した職員の基本給の号俸は、前歴のあるものについては、別表3の前歴加算により決定する。

- 2 転職などにより一度協会を退職した者が、再度、選考に合格し職員として採用

された場合は、既存職員とのバランスを考慮したうえで、退職時の等級号俵に前歴加算を加味することができる。

(昇給・降給)

- 第7条 職員が現に受けている号俵を受けるに至ったときから12か月を下らない期間の成績の程度に応じて昇給または降給させることができる。人事評価による号俵調整は、別表4による。
- 2 職員の昇給は、その属する職員の級における最高の号俵を超えて行うことはできない。
 - 3 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、第1項に規定する期間を短縮することができる。
 - 4 定期昇給該当者でその期間中、それぞれ3か月以上の欠勤ある場合は、3か月毎に定昇を繰延べる。ただし、月数は、満をもって計算し端数は切上げとする。
 - 5 基本給及び諸手当等の改定（昇給・降給・現状維持のいずれか）については、正職員は原則毎年4月に行うこととし、契約職員については契約更新月とする。

(昇格・降格)

- 第8条 職員を上位の資格等級に変更（以下「昇格」という。）させる場合には、その者の経験、技能、適格性、勤務実績等を考慮して行う。昇格した後の号俵は、別に定める認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会、昇格時号俵対応表（別表2）により適用される。給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俵に対応する、昇格後の号俵に4号俵加算した号俵と定める。
- 2 職員を下位の資格等級に変更（以下「降格」という。）させる場合には、その者の経験、技能等により当該資格等級の職責を負うことが出来なくなった場合、懲戒を受けた場合等に行う。

(時間外手当等)

- 第9条 時間外手当は、法定労働時間を超えた労働時間に応じて、法定の割増賃金を支払うものとする。
- 2 就業規則第15条2項による育児短時間勤務者および1週40時間労働勤務に満たない職員については、法定労働時間が超えた時点で、その法定労働時間を超えた労働時間に応じて法定割増賃金を支払うものとする。
 - 3 休日手当は、法定休日（日曜日）に出勤した場合、労働時間に応じて法定割増賃金を支払うものとする。ただし代休を取得した場合は、不就業控除として法定割り増し分を除いた賃金を給与から差引くものとする。
 - 4 深夜手当は、午後10時から午前5時までの間に労働した場合、法定の割増賃金を支払うものとする。

(役職手当)

- 第10条 管理または監督の地位にある職員の職のうち別に定めるものについて、その特殊性に基づき、給与月額100分の20を超えない範囲内において、役職手当を支給する。

- 2 前項に規定する手当の割合は、別表5による。

(管理職特別勤務手当)

第11条 第10条の規定により役職手当を支給される職員が、就業規則第10条1号から3号に規定する日において勤務した場合は、管理職特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する手当の額は、別表6による。

(通勤手当)

第12条 通勤に電車、バス等の交通機関を利用する職員に対しては、通勤に係る実費支弁を目的として6か月定期代のうち1か月相当額の通勤手当を支給する。ただし、通勤の経路及び方法は、最も合理的かつ経済的であると協会が認めたものに限ることとする。

- 2 バス利用は、自宅と最寄駅の直線距離が、1.5Km以上である場合のみ認める。
- 3 通勤手当は、1か月当たり55,000円を支給限度とする。
- 4 在宅勤務を選択する職員、もしくは在宅勤務を命じられた職員については、在宅勤務規約により支給する。

(通勤手当の計算方法)

第13条 前条に規定する通勤手当は、支給事由が発生した月から支給事由が消滅した月まで支給するものとする。ただし、給与計算期間の途中に入社、退職、休職又は復職した場合における当該事由の発生した月の通勤手当の額は、本規程第19条(中途入社給与の計算方法)の計算方法の定めるところによる。

- 2 職員が在宅勤務を選択もしくは在宅勤務を命じられている場合の通勤手当については、事務所に出勤した日の実費(往復運賃×出勤日数の金額)を支給する。ただし、実費が6か月定期代のうち1か月相当額を超えた場合は、当該月は事務所勤務を選択したとみなし、6か月定期代のうち1か月相当額を通勤手当として支給する。

(通勤経路変更の届出義務、不正の届出)

第14条 通勤経路を変更するとき及び通勤距離に変更が生じたときは、1週間以内に届け出なければならない。

- 2 前項の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当その他の賃金を不正に受給したときは、その返還を求め、懲戒の事由に基づき懲戒処分を行うことがある。

(割増賃金の計算方法)

第15条 割増賃金は、次の算式により計算して支給する。

(1) 時間外労働割増賃金(法定労働時間を超えて労働させた場合)

(基本給+在宅勤務手当(支給対象者のみ))

÷ 1ヶ月の所定労働時間数 × (1 + 0.25) × 時間外労働時間数

(2) 休日労働割増賃金(法定の休日に労働させた場合)

(基本給+在宅勤務手当(支給対象者のみ))

$\div 1$ ヶ月の所定労働時間数 $\times (1 + 0.35) \times$ 法定休日労働時間数
(3) 深夜労働割増賃金 (午後 10 時から午前 5 時までの間に労働させた場合)
(基本給+役職手当(支給対象者のみ) +在宅勤務手当 (支給対象者のみ))
 $\div 1$ ヶ月の所定労働時間数 $\times (0.25) \times$ 深夜労働時間数

- 2 前項各号の 1 ヶ月平均所定労働時間数は、次の算式により計算する。
(年間所定労働日数) \times 1 日所定労働時間数 $\div 12$

(割増賃金の適用除外)

第16条 本規程第10条の規定により役職手当を支給される職員には、本規程第9条(時間外手当)は、深夜労働割増賃金を除き、支払わないものとする。

(給与の支払いと控除)

第17条 給与は通貨で直接本人にその全額を支払う。ただし職員が同意した場合は、その指定する金融機関等の口座に振込む。

- 2 次に掲げるものは、給与から控除する。
- (1) 源泉所得税
 - (2) 健康保険及び厚生年金保険の保険料(介護保険料を含む)の被保険者負担分
 - (3) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - (4) 住民税
 - (5) 労使協定により給与から控除することとしたもの

(給与の計算期間と支払日)

第18条 給与は、前月16日から当月15日までの分について同月27日に支払う。支給日が金融機関の休日の場合には、その直前の休日でない日とする。

(中途入社者の給与の計算方法)

第19条 給与計算期間の中途に入社、退社、休職、復職した場合は、その月の給与を下記の計算式により日割計算して支払う。

(基本給 \div その月の所定労働時間 \times 1 ヶ月の総労働時間) + 通勤費 (6 か月定期代のうち1か月相当額もしくは往復運賃 \times オフィス出勤日数の金額でいずれかの安い金額の支給)

- 2 前項において、1 日及び1 週間の法定労働時間を超える場合、又は休日若しくは深夜における労働を行った場合は、本規定第16条(割増賃金の計算方法)によって計算をおこない支給する。

(欠勤等の扱い)

第20条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として1日又1時間当たりの給与額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出合計時間数を乗じた額を差し引く。

- (1) 遅刻・早退・私用外出等の控除

((基本給+役職手当(支給対象者のみ) +在宅勤務手当 (支給対象者のみ)) \div その月の所定労働時間数 \times 不就労働時間数

(2) 欠勤控除

((基本給+役職手当(支給対象者のみ) +在宅勤務手当 (支給対象者のみ)) ÷ その月の所定労働日数 × 不就労日数

(休暇休業等の給与)

第21条 年次有給休暇と就業規則第14条に定める特別休暇の期間は、所定労働時間を労働したときに支払われる通常の給与を支給する。

2 次の休暇及び休業期間等は原則無給とする。

- (1) 産前産後休業
- (2) 育児・介護休業期間
- (3) 育児時間
- (4) 母性健康管理のための休暇等の時間
- (5) 公民権行使の時間又は日
- (6) 休職の定めによる休職期間

3 第2項1, 2, 6号については健康保険制度・雇用保険制度の給付条件を満たせば、各制度から所得補償をうけることができるものとする。

4 協会の責めに帰すべき事由より、休業したときは、休業手当を支給する。休業手当の額は、1日につき平均給与の6割とする。

(賞与)

第22条 賞与は賞与基準日である6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に支給する。ただし、賞与基準日に休職している職員は含まれない。業績によっては支払わないこともあるものとする。

2 賞与の算出にあたっては、別に定める委員会等において決定した業績及び資産状況を勘案した支給月数を、本人の勤務成績、貢献度等を総合的に評価した上で、賞与基礎額に乘じ、賞与基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間を別表7に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する在職期間は、職員として在職した期間とし、その算定については、次に定める期間を除算する。

- (1) 休職にされていた全期間
- (2) 懲戒による出勤停止にされていた期間の全期間

4 第2項の賞与基礎額は、それぞれの賞与基準日現在において職員が受けるべき給料の基本給とする。

5 第10条の規定により役職手当を支給される職員は、別表5により賞与基礎額に加算される。

6 賞与の支給日は、6月27日及び12月27日とする。支給日が金融機関の休日の場合には、その直前の休日でない日とする。

(旅費の支給)

第23条 職員等の業務に係る旅費については、別に定める旅費規程による。

(育児短時間勤務適用者等の計算)

第24条 就業規則第15条第2項による育児短時間勤務適用者の基本給については、下記

の計算式により支払う。

(基本給×短時間勤務適用後の1日の労働時間÷8時間)

- 2 育児短時間勤務適用者の他、別の事情により代表理事の許可がおりて時短勤務を行う職員についても、前項の計算式で基本給を算出するものとする。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、職員の過半数代表の意見を聴取し協議したうえで、理事会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は、2009年3月25日から施行する。
- 2 この規程は、2013年6月19日に改正施行する。
- 3 この規程は、2015年7月17日に改正施行する。
- 4 この規程は、2016年12月21日に改正施行する。
- 5 この規程は、2020年9月28日に改正施行する。
- 6 この規程は、2021年11月24日に改正施行する。

別表1 日本ファンドレイジング協会 給料表

職員 の 区 分	職務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
再任 用職 員以 外の 職員	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
	94		294,900	342,600							
	95		295,200	343,100							
	96		295,600	343,500							
	97		295,800	343,700							
	98		296,100	344,100							
	99		296,500	344,500							
	100		296,900	344,800							
	101		297,100	345,100							
	102		297,400	345,500							
	103		297,800	345,900							
	104		298,100	346,300							
	105		298,300	346,800							
	106		298,600	347,200							
	107		299,000	347,600							
	108		299,300	348,000							
	109		299,500	348,500							
	110		299,900	348,900							
	111		300,300	349,200							
	112		300,600	349,500							
	113		300,800	350,000							
	114		301,000								
	115		301,300								
	116		301,700								
	117		301,900								
	118		302,100								
	119		302,400								
	120		302,700								
	121		303,100								
	122		303,300								
	123		303,600								
	124		303,900								
	125		304,200								
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

別表2 認定特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会、昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1
11	1	1	1	3	3	1	1	1	1
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12
33	1	17	17	25	25	21	21	13	13
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14
37	5	21	21	29	29	23	25	14	14
38	6	22	22	30	30	23	25	14	14
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15
41	9	25	25	33	33	25	27	15	15
42	10	26	26	34	34	25	27	15	
43	11	27	27	35	35	26	28	15	

44	12	28	28	36	36	26	28	16	
45	13	29	29	37	37	27	28	16	
46	14	30	30	38	38	27	28		
47	15	31	31	39	39	28	28		
48	16	32	32	40	40	28	29		
49	17	33	33	41	41	29	29		
50	18	34	34	42	41	29	29		
51	19	35	35	43	42	29	29		
52	20	36	36	44	42	29	29		
53	21	37	37	45	43	30	30		
54	22	38	38	46	43	30	30		
55	23	39	39	47	44	30	30		
56	24	40	40	48	44	30	30		
57	25	41	41	49	45	31	30		
58	25	41	42	50	45	31	31		
59	26	42	43	51	46	31	31		
60	26	42	44	52	46	31	31		
61	27	43	45	53	47	31	31		
62	27	43	45	54	47	31			
63	28	44	45	55	48	31			
64	28	44	46	56	48	31			
65	29	45	46	57	49	31			
66	29	45	46	58	49	31			
67	30	46	47	59	50	31			
68	30	46	47	60	50	32			
69	31	47	47	61	50	32			
70	31	47	48	62	50	32			
71	32	48	48	63	50	32			
72	32	48	48	64	50	32			
73	33	49	49	65	50	32			
74	33	49	49	66	50	32			
75	34	49	49	67	50	32			
76	34	49	50	68	50	32			
77	35	50	50	69	51	32			
78	35	50	50	68	51	32			
79	36	50	51	69	51	32			
80	36	50	51	68	51	32			
81	37	51	51	69	51	33			
82	38	51	52	69	51	33			
83	39	51	52	69	51	34			
84	40	51	52	69	51	34			
85	41	52	53	69	51	35			
86	41	52	53	70	51				
87	42	52	53	70	51				
88	42	52	53	70	51				
89	43	53	54	71	52				
90	43	53	54	72	52				
91	44	53	54	73	52				
92	44	53	54	74	52				
93	45	53	55	73	53				
94		54	55						
95		54	55						

96	54	55						
97	54	56						
98	54	56						
99	55	56						
100	55	56						
101	55	56						
102	55	56						
103	55	57						
104	56	57						
105	56	57						
106	56	57						
107	56	57						
108	56	58						
109	56	58						
110	57	58						
111	57	58						
112	57	58						
113	57	59						
114	57							
115	57							
116	58							
117	58							
118	58							
119	58							
120	58							
121	58							
122	59							
123	59							
124	59							
125	59							

別表3 前歴加算

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
NPO 職員	職務の種類が類似しているもの	10 割以下	
政府関係機関職員	その他のもの	8 割以下	部内の他の職員と均衡を著しく失う場合はこの限りではない。
	直接関係があると認められるもの	10 割以下	

民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする。
その他の期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
		2. 5割以下	部内の他の職員と均衡を著しく失う場合は5割以下。

別表4 人事評価と昇給

人事評価	昇給幅（号俸）
S	8
A ⁺	6
A	4
B	2

別表5 役職手当及び賞与役職加算額

職名	加算額
事務局長のもの	20%
事務局次長のもの	16%
マネージング・ディレクターのもの	14%

別表6 管理職休日出勤手当

職名	支給額
事務局長のもの	10,000円
事務局次長のもの	8,500円
マネージング・ディレクターのもの	7,000円

別表7 賞与算出における在籍期間の割合

在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80

4 か月以上 5 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 4 か月未満	100 分の 40
3 か月未満	100 分の 20

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会	事業年度	2021年4月1日～2022年3月31日
-----	------------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
運営会員受取会費	1,426,000 円
賛同会員受取会費	28,944,000 円
受取寄附金	円
受取一般寄附金	632,759 円
Giving Japan 基金	5,000 円
寄付教育推進寄付	1,851,076 円
ファンドレイジングスクール奨学金	410,000 円
受取助成金	32,606,520 円
事業収益	131,768,853 円
その他収益	円
受取利息	452 円
雑収益	9,000 円
	円
合 計	197,653,660 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
日本政策金融公庫	7,700,000 円
中国銀行	3,934,000 円
	円
合 計	11,634,000 円

(3) その他

なし

乙.

及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 [役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		56,428,000円	事業収益
		9,081,000円	事業収益
		8,800,000円	事業収益
		6,000,000円	助成金
		4,145,000円	補助金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		21,000,000円	業務委託費
		6,833,000円	保証金
		5,976,960円	業務委託費
		5,940,000円	業務委託費
		5,002,712円	家賃

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		カンファレンス (ファンドレイジング・日本 2022)	2021年 12月16日～ 2022年 2月20日	11,000円	一般価格 16,500円から 5,500円値引き
		必修研修	2021年 4月1日～2022 年3月 31日	11,000円	一般価格 16,500円から 5,500円値引き
		3時間研修	2021年 4月1日～2022 年3月 31日	3,300円	一般価格 4,950円か ら 1,650円値引き
		2時間研修	2021年 4月1日	2,200円	一般価格 3,850円か

		1 時間研修	～2022年3月31日		ら 1650 円値引き
			2021年4月1日～2022年3月31日	1,100 円	一般価格 2,200 円から 1100 円値引き
				円	

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		講師謝金・業務委託	2021年4月～2022年3月	3,674,000 円	業務委託契約・謝金規程による
		講師謝金・業務委託	2021年4月～2022年3月	800,000 円	業務委託契約・謝金規程による
		講師謝金	2021年4月～2022年3月	40,000 円	謝金規程による
		講師謝金	2021年4月～2022年3月	20,000 円	謝金規程による
		業務委託	2021年4月～2022年3月	6,826,080 円	業務委託契約による
		講師謝金	2021年4月～2022年3月	310,000 円	謝金規程による
		業務委託費	2021年4月～2022年3月	1,037,920 円	業務委託契約による

	業務委託費	2021年 4月～ 2022年 3月	400,000円	業務委託契約による
	講師謝金	2021年 4月～ 2022年 3月	33,000円	謝金規程による
	業務委託費	2021年 4月～ 2022年 3月	725,310円	業務委託契約による
	講師謝金	2021年 4月～ 2022年 3月	90,000円	謝金規程による
	講師謝金	2021年 4月～ 2022年 3月	30,000円	謝金規程による
	業務委託費	2021年 4月～ 2022年 3月	33,000円	業務委託契約による
	講師謝金	2021年 4月～ 2022年 3月	30,000円	謝金規程による
	講師謝金	2021年 4月～ 2022年 3月	130,000円	謝金規程による
	業務委託費	2021年 4月～ 2022年 3月	275,000円	業務委託契約による
	講師謝金	2021年 4月～ 2022年 3月	70,000円	謝金規程による
	諸謝金・業務委託費	2021年 4月～ 2022年 3月	2,148,000円	業務委託契約・謝金規程による

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏名	寄附金額	受領年月日
なし	円	
	円	

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の区分	支給期間等	支給金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	役員報酬	2021年4月～ 2022年3月	4,800,000円
			役員報酬	2021年4月～ 2022年3月	3,150,000円
			給与	2021年4月～ 2022年3月	[Redacted]

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	2021年4月1日～2022年3月31日	
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額	
16人	22,977,047円	

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2021年6月 25日	300,000円	活動全般の支援
		2021年8月 27日	300,000円	活動全般の支援
		2022年3月 24日	300,000円	活動全般の支援
			円	
		合 計	900,000円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
..	なし	円
..		円
..		円

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員総数のうち次に掲げる者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	2021年4月1日～2022年3月31日	16人	0人	0%	3人	18.8%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人日本ファンド レイジング協会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		16人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
鵜尾雅隆		代表 理事		○							就任 平成 22 年 3 月 12 日
早瀬昇		副代 表 理 事		○							就任 平成 22 年 3 月 12 日
鴨崎貴泰		常務 理事		○							就任平成 30 年 6 月 7 日
有馬充美		理事		○							就任令和元年 6 月 3 日
伊藤美歩		理事		○							就任 平成 22 年 3 月 12 日
久住幸子		理事		○							就任 平成 22 年 3 月 12 日
久津摩和弘		理事		○							就任平成 30 年 6 月 7 日
黒田武志		理事		○							就任平成 30 年 6 月 7 日

鈴木 栄	理事	○									就任令和元年 6 月 3 日
藺田綾子	理事										就任平成 28 年 6 月 8 日 退任令和 3 年 6 月 15 日
高木美代子	理事	○									就任 平成 27 年 6 月 18 日
田中皓	理事	○									就任 平成 22 年 3 月 12 日
徳永洋子	理事	○									就任 平成 26 年 6 月 18 日
山崎 庸貴	理事	○									就任令和元年 6 月 3 日
山元圭太	理事	○									就任 平成 27 年 6 月 18 日
樽本哲	監事										就任平成 27 年 6 月 18 日 退任令和 3 年 6 月 15 日
相浦 圭太	監事	○									就任 令和元年 10 月 10 日
渡邊（工藤） 敦子	監事	○									就任令和 3 年 6 月 15 日

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト「会計王 MA 1」使用 ルーズリーフ	年1回	7年
NPO 会計日誌(現金出納帳)	手書き冊子	随時	7年
賃金台帳	給与計算ソフト「給料王」 使用 ルーズリーフ	月1回	7年
在庫明細表	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	7年
仕訳日記帳	会計ソフト「会計王 MA 1」使用 ルーズリーフ	随時	7年
固定資産台帳	会計ソフト「会計王 MA 1」使用 ルーズリーフ	年1回	7年

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会	チェック欄
-----	------------------------	-------

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること	✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと	
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと	
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること	
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること	

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会	チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること	✓
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）	
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類	
ヘ	助成の実績を記載した書類	

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会
-----	------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄						
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>				事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日				

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人日本ファンドレイジング協会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	-----------------------------------	----------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---------------------------	----------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
---	---	----------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="checkbox"/> いいえ